

サテライト事業所の設置に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項、第53条第1項、第75条第1項、第115条の5第1項、第115条の4の5第1項及び宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年2月28日告示第71-4号。以下「総合事業要綱」という。）第6条、第8条第1項に基づく介護保険サービス事業所におけるサテライト事業所の設置に係る取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、サテライト事業所とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2-1（以下「基準通知」という。）に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」を指すものとする。

(対象事業所の種類)

第3条 この指針によるサテライト事業所の設置対象となる事業所の種類は、法で規定される指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所のうち、以下のとおりとする。

- (1) 訪問介護・訪問型サービス相当
- (2) (介護予防) 訪問看護
- (3) (介護予防) 訪問リハビリテーション
- (4) 通所介護・通所型サービス相当

(設置の要件)

第4条 法による事業所の指定は、サービス提供の拠点ごとに行うものであることから、本市の実情等を踏まえ、原則としてサテライトの設置は認めない。

ただし、例外として、基準通知に定める要件のほか、以下の要件を満たせば、サテライト事業所として設置することができる取扱いとする。

- (1) サテライト事業所を設置する本体事業所は、宇都宮市の指定を受けた介護保険事業所であること

- (2) サテライト事業所の位置は、宇都宮市内とし本体事業所から自動車などによる移動に要する時間が概ね20分以内の範囲であること
- (3) サテライト事業所に配置する人員が、「宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月22日条例第5号。以下「条例」という。）」で定める人員基準未満であること
- (4) 条例で定める人員基準を満たした場合は、新規指定を受けること
- (5) 利用者との契約、介護サービスに係る計画、サービス提供記録等の書類の管理及び保管は本体事業所で行うこと。これらの書類の写しをサテライト事業所に保管する場合は、本体事業所と同等の、施錠できる書庫等を備えること
- (6) 管理者により、定期的にサテライト事業所の状況を自ら確認し、従業員の指導等を行う体制が整備されていること
- (7) サテライト事業所は、条例及び「宇都宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成25年3月22日条例第8号）」及び総合事業要綱に規定されるそれぞれのサービスに係る設備等の基準に準じ、「サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施」のために必要な設備等を備えたものであること

（指定申請又は変更届出書を提出する際の添付書類）

第5条 サテライト事業所の設置を含む指定申請を行う場合又はサテライト事業所を設置するための変更届出書を提出する場合は、法に規定する書類のほか、以下の書類を添付することとする。

- (1) サテライト事業所の位置を示した地図等
- (2) サテライト事業所と本体事業所の位置関係及び両者の距離等を示した地図等
- (3) サテライト事業所の利用に係る権原を示した書類、平面図、配置図等（本体事業所に係る指定申請又は変更届出書において必要とされる書類に準じる。）
- (4) 第4条に示した要件を満たすために必要な体制等が整備されていることを示す書類等
- (5) サテライト事業所の勤務を明示した勤務体制一覧表
- (6) サテライト事業所の位置が明示された運営規程
- (7) サテライト事業所の設置を必要とする理由（通常の事業所を設置することが困難な

理由) を記載した書面

(8) サテライト事業所に係る介護報酬算定のための届出書及び体制等状況一覧表

(指定申請又は届出の窓口)

第6条 サテライト事業所に係る指定申請又は届出の窓口は、保健福祉部保健福祉総務課とする。

(事前相談)

第7条 サテライト事業所の設置を希望する事業者に対しては、設置予定年月日の属する月の1月以上前に、事前相談を求めることを原則とし、特に本体事業所の一体的な管理のための体制及びその実行のための内容について十分に確認を行うものとする。

(サテライトの名称)

第8条 サテライトの名称は、主たる事業所のサテライトであることを明確にすることとする。

(既存事業所の転換)

第9条 既存の指定介護保険サービス事業所をサテライト事業所に転換する旨の申請及び届出は認めないものとする(当該事業所を廃止のうえ、新たにサテライト事業所として届出を行う場合を含む)。

(設置済みのサテライト事業所の取扱い)

第10条 本要綱施行以前までの設置済みのサテライト事業所については、施行以降も継続してサービス提供を行う場合に限り、当面の間本要綱によらず設置を認めるものとし、設置の要件を満たしたサテライトの移行、又は指定事業所への移行を促していくこととする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文(令和7年1月1日告示第1号)

令和7年1月1日から適用する。